

# 銚子税務署

〒 288-8666 銚子市栄町2-1-1  
 TEL 0479-22-1571 (代表)  
 国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)  
 e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp)

## 確定申告のご案内


## 隣組回覧

確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

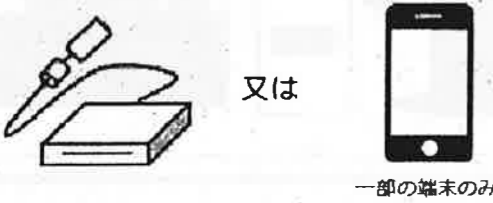
### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ!

① マイナンバーカード



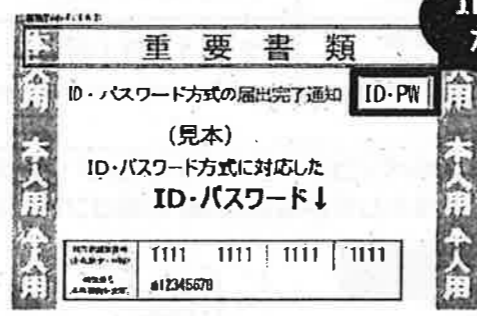
② ICカードリーダライタ 又は  
マイナンバーカード対応のスマートフォン



一部の端末のみ

### IDとパスワードで送信

ID・PWが目印



「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
 お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
 メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

確定申告書作成・相談・提出会場を  
**令和2年2月17日(月)** から開設します。

銚子税務署内には、申告書作成・相談会場はありません。

### 銚子商工会館 1階大ホール

会場 銚子市三軒町19-4 ※JR銚子駅より徒歩約3分  
 ※お車の方には2時間まで無料の駐車場があります。

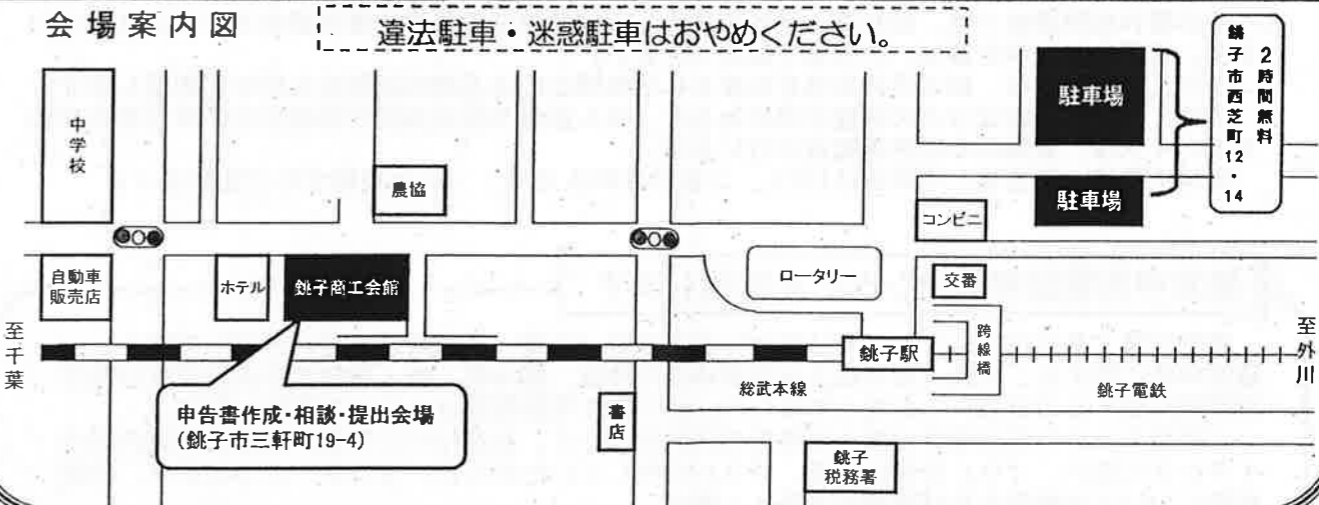
開設期間 令和2年2月17日(月) から 令和2年3月16日(月)  
 ※土・日曜日及び2月24日(月)を除く ※所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限は3月16日(月)、消費税及び地方消費税の申告期限は3月31日(火)です。

受付時間 午前8時30分から 午後4時まで (提出は午後5時まで)

相談時間 午前9時から 午後5時まで

◎ 各市役所でも相談・提出ができます。(土・日曜日及び2月24日(月)を除き、2月17日から3月16日まで)  
 ◎ 確定申告の期限間際は混雑しますので、申告書の作成・相談はお早めをお願いします。

会場案内図 違法駐車・迷惑駐車はおやめください。



至千葉 至外川

申告書作成・相談・提出会場 (銚子市三軒町19-4)

### 台風15号・19号により被害を受けられた皆様へ

台風15号・19号により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
 災害により被害を受けられた方は、次のような税制上の手続き等ができる場合があります。

1. 申告などの期限の延長
2. 納税の猶予
3. 所得税の全部又は一部の軽減 (次の①及び②の有利な方法)
  - ① 所得税法に定める雑損控除の方法
  - ② 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法
4. 消費税簡易課税制度選択 (不適用) 届出書に係る特例

(※) 国税庁ホームページには、被災された方が利用できる各種手続等を掲載しております。

### いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」ではスマートフォンやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。

給与所得のみの方を始め、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただけます。

ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告が完了します。

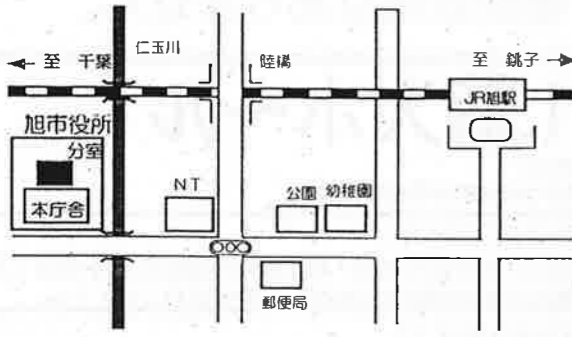
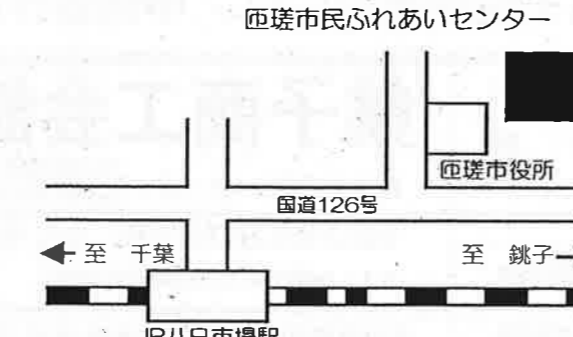
申告書の控えはPDF形式でスマートフォンやタブレットに保存するか、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス (有料) を利用して印刷してください。

## 申告書作成相談会及び税理士による無料相談会

銚子商工会館の開設期間以外にも、以下の2会場で申告書の作成相談を行っておりますのでご利用ください（各会場の開催日時にご注意ください。）。

なお、各会場とも、12時から13時までの間は申告書作成相談を行っておりません（会場内の待合スペースはご利用いただけます。）。

午後の相談開始は13時からとなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

2月4日(火)・2月5日(水) 旭市役所分室	2月10日(月)・2月12日(水) 匝瑳市民ふれあいセンター
	
相談時間 9:30~12:00、13:00~15:30	

※ 申告書作成相談会では、税務署、県税事務所、市役所の職員が申告書作成のアドバイスを行います。作成された申告書は、その場で提出できます。

また、年金受給者、給与所得者等を対象とした税理士による無料相談会も併せて開催します。土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方、収入金額や所得金額が高額な方の申告書作成のアドバイスは、会場内の税務署職員が行います。

受付人数は、両会場とも初日は120人、二日目は80人です。（ニセ税理士にご注意を！）

### 確定申告電話相談センターを開設します

令和2年1月6日(月)から3月16日(月)までの間（土曜、日曜及び2月24日(月)を除く）、確定申告に関するご相談（所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税に関するご相談）にお答えするため、確定申告電話相談センターを開設します。

ご利用のための電話番号は銚子税務署の代表番号です。おかけいただき、自動音声案内のガイダンスに従い、「0」を押した後、「3」を押していただくと、センターにつながり、税務相談については税理士及び職員がお答えします。

確定申告電話相談センター Tel. 0479-22-1571（銚子税務署代表番号と同じ）

### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）

② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。

※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

## ◎ 令和元年分の申告書の提出及び納税の期限は、次のとおりです

	申告書の提出期間 (土・日曜日及び2月24日(月)を除く)	納税期限	振替日 (口座振替利用者)
所得税及び復興特別所得税	2月17日(月)～3月16日(月)	3月16日(月)	4月21日(火)
消費税及び地方消費税	1月6日(月)～3月31日(火)	3月31日(火)	4月23日(木)
贈与税	2月3日(月)～3月16日(月)	3月16日(月)	
個人事業税・住民税	2月17日(月)～3月16日(月)		

振替納税の場合は、領収証書は発行されません。

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



## ◎ 確定申告書の作成・相談のために来場される方へ

- 税務署では、パソコンによる申告書の作成を推進しています（パソコン操作に慣れていない方には、操作をお手伝いします。）。
- 申告書作成のアドバイスを希望される方は、源泉徴収票等の必要書類のほか、印章、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類（表面を参照））の写し等をご持参ください。
- 前年の申告書等の「控」も、作成の際の参考になりますので、是非、ご持参ください。
- 不動産所得や事業所得などがある方は、事前に売上・仕入・経費などの集計をお済ませの上、ご来場ください。
- 申告書作成会場にお車でご来場の際は「2時間無料駐車場」をご利用ください。

## ◎ 作成済の申告書等の提出は郵送でも行うことができます

- 申告書等は、提出用・控用ともに、ペンまたはボールペンで記載してください。
- 申告書等の「控」に受付印が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記載してください。）を同封してください。後日返送いたします。

申告書等の送付先

〒288-8666 銚子市栄町2-1-1 銚子税務署

「確定申告書在中」と記載してください。